

子育て支援課からのお知らせ

【ひとり親家庭医療費助成事業について】

ひとり親家庭の親と児童が病気やけがで通院・入院した場合に、本人の負担した費用（保険適用分）を助成します。

※入院時食事療養費については18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。

助成対象者

南部町内に住むひとり親家庭の父または母及び児童、父母のいない児童等（児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）

助成条件

◇ひとり親家庭の申請者が所得税非課税であること（非課税には、年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の上乗せ部分の廃止がないものとみなして計算した場合に税額がゼロとなる場合を含む）

◇同居している扶養義務者がいる場合（住民票上の世帯とは関係なく、同所同地番に3親等内の直系血族兄弟姉妹がいる場合）は、その扶養義務者の所得額が定められた所得制限額以下であること

ただし、次の場合には助成対象となりません。

- ・生活保護を受けている者
- ・里親に委託されている者
- ・児童福祉施設等に入所している者
- ・重度心身障害者医療費助成を受けている者



【児童扶養手当について】

「児童扶養手当」は、次のいずれかに該当する児童を監護する母、監護し生計を同じくする父、または父母に代わって養育する者に支給されます。

◇父母が婚姻を解消した児童

◇父または母が死亡した児童

◇父または母が一定の障害の状態にある児童

◇父または母の生死が明らかでない児童

◇父または母が引き続き1年以上遺棄している児童

◇父または母が裁判所からDV防止法第10条第1項または第10条の2による保護命令を受けた児童

◇父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童

◇母が婚姻によらないで懐胎した児童

（児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者※児童が一定の障害の状態にある場合は20歳未満の者）

手当額（月額）

児童1人の場合

全部支給：46,690円

一部支給：46,680～11,010円

児童2人目以降の加算額

全部支給：11,030円

一部支給：11,020～5,520円

支給方法

1月、3月、5月、7月、9月、11月の年6回、受給者の指定した金融機関の口座に振り込まれます。

※児童扶養手当には所得制限等があります。個々のご家庭が支給要件に該当するかどうかについては、役場子育て支援課にご相談ください。

☆児童扶養手当現況届について

毎年8月は『現況届』の提出月です。これは、引き続き受給する資格の有無及び手当額を審査・決定する大事な手続きです。対象者には書類を郵送いたします。

